

財団法人滑川市文化・スポーツ振興財団

寄 付 行 為

財団法人滑川市文化・スポーツ振興財団寄付行為

平成元年11月2日 設立許可

富山県教育委員会指令教総第511号

平成8年6月17日 一部変更の認可

富山県教育委員会指令教総第251号

平成19年8月2日 一部変更の認可

富山県教育委員会指令生学第2654号

平成23年5月6日 一部変更の認可

富山県教育委員会指令生学第2247号

目 次

第 1 章	総 則	(第 1 条 ~ 第 4 条)
第 2 章	資 産	(第 5 条 ~ 第 11 条)
第 3 章	事業計画等	(第 12 条 ~ 第 14 条)
第 4 章	役員及び職員	(第 15 条 ~ 第 21 条)
第 5 章	理 事 会	(第 22 条 ~ 第 30 条)
第 6 章	寄付行為の変更及び解散	(第 31 条 ~ 第 32 条)
第 7 章	雑 則	(第 33 条)
附 則		

財団法人滑川市文化・スポーツ振興財団寄付行為

平成元年11月2日 設立許可
平成8年6月17日 一部変更の認可
平成19年8月2日 一部変更の認可
平成23年5月6日 一部変更の認可

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人滑川市文化・スポーツ振興財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を滑川市柳原1537番地2に置く。

(目的)

第3条 この法人は、市民の文化、スポーツ活動の振興に資する事業を行い、もって魅力ある市民文化の創造及びスポーツの興隆に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種展覧会、演奏会、発表会、講演会及びスポーツ大会、スポーツ教室等の開催
- (2) 文化、スポーツ活動に関する情報の収集及び提供
- (3) 文化、スポーツ活動に関する調査及び研究
- (4) 関係団体等から委託を受けた事業の執行
- (5) 文化、スポーツ施設等の管理
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際、基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産等の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、富山県教育委員会の承認を得て、その一部を処分し又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(長期借入金)

第8条 この法人が借入金をしようとするときは、収支予算で定めるものを除くほか、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を得、かつ、富山県教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第9条 第7条及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄を行うときは、理事会の議決を得、かつ、富山県教育委員会の承認を受けなければならない。

(資産の管理)

第10条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち現金は確実な金融機関等に預け入れ、信託会社に信託し又は国債、公債、その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第11条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

第3章 事業計画等

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画及び収支予算は、その年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決を得て、富山県教育委員会に届け出なければならない。また、これを変更しようとするときも同様とする。

(事業報告・収支決算及び財産目録)

第13条 この法人の事業報告・収支決算及び財産目録は、理事長が作成し、貸借対照表を添えて監事の監査を経て、その年度終了後2カ月以内に理事会の議決を得て、富山県教育委員会に届け出なければならない。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第15条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人以内
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事 15人以内(理事長、副理事長及び専務理事を含む)
- (5) 監事 2人

- 2 理事長は、滑川市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副理事長及び専務理事は、理事のうちから互選により定める。
- 4 理事及び監事は、滑川市の文化、スポーツ振興に密接に関する者及び学識経験者のうちから理事長が委嘱する。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、あらかじめ理事長の定める順序より、理事長が事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときは、理事長の職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときは

その職務を行う。

- 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条（明治29年法律第89号）に規定する職務を行う。

（役員任期）

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員解任）

第18条 理事長は、役員が次の各号の一に該当したときは、理事会において理事現数の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の事故のため職務の遂行に堪えないとき。
 - (2) 役員職務上の義務違反をしたとき。
 - (3) その他役員としてふさわしくない非行があったとき。
- 2 前項第2号及び第3号の規定により役員を解任しようとするは、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

（役員報酬）

第19条 役員は、無給とする。ただし、常勤役員については、理事会の議決により報酬を給することができる。

（顧問）

第20条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の事業運営上必要な事項について、理事長の諮問に応ずる。

（職員）

第21条 この法人の事務を処理するために、必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長がこれを任免する。

第5章 理事会

（構成）

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第23条 理事会は、この寄付行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し重要な事項を議決する。

(召集)

第24条 理事会は、理事長が召集する。

2 理事長は、理事現在数の2分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長が行う。

(定足数)

第26条 理事会の会議は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄付行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面議決等)

第28条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決の委任者は、前2条及び次条第1項第3号の適用については、出席したものとみなす。

2 緊急の必要がある場合は又は軽微な事項については、理事会は、書面による賛否を求めて、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席理事の氏名

- (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、出席理事のうちから、その理事会において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名押印しなければならない。

(監事の出席)

第30条 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。ただし、理事会における表決権はないものとする。

第 6 章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第31条 この寄付行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、富山県教育委員会の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第32条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、現在理事数の4分の3以上の同意を得、かつ、富山県教育委員会の認可を得なければ解散することができない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、富山県教育委員会の認可を得て、滑川市に寄付するものとする。

第 7 章 雑 則

(細 則)

第33条 この寄付行為の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄付行為は、富山県教育委員会の設立の認可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第15条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成2年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第14条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成2年3月31日までとする。

4 この法人の設立年度の事業計画及び収支予算は、第12条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。

附 則

この寄付行為の一部変更は、富山県教育委員会の認可のあった日から施行する。